

一一・二％を基準として十二月分の十一月分で算出しますと九・二％の平均アップ率となるわけであります。

以上はただ簡単な説明ですが、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(田村中郎君) 消防団のことでございまして、非常に特に福生あたりは消防団自体が二生懸命、本当に団長以下団員が骨を折っております。他市と比べて非常に骨を折っておりますが、やはり四月一日から、これは結構だと理解できます。私、厚生委員会ではないものですから、恐らく本件は厚生委員会に付託されて、私の方は総務委員会ですから、参考までに、あの団長のひとつ例として二十六市中団長は何番目ぐらいか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いたします。

○市民部長(井上久男君) 二十六市中、団長につきましてはアップしました段階で十一位となるようでございます。

(「おかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十三号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七議案第四十四号福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議事第四十四号福生市地域会館条例の一部を改正する条例につきまして、その内容及び提案理由を御説明を申し上げます。

仮称福生市加美平地区学習等活用施設の名称につきまして、去る四月三十日関係町会の本八第一町会、それから加美平住宅自治会、加美二町会の三役の方々にお集まり願ひ、その名称について慎重に御審議をいただいた結果、全員一致でかえで会館という名称を推薦いただいた次第でございます。ここに御提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、別表第一中、白梅会館 福生市大字熊川五五九番地一にかえで会館を加えようとするものでございます。かえで会館 福生市加美平二丁目二〇番地六に改めようというところでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、市規則で定めるところになることになっておりますが、施行期日につきましては、現在工事中でございますので、関連工事の完了を

見定のまゝで関係部と協議いたしまして施行期日を決定してまいりたいというふうに考えております。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、慎重御審議いただきまして原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) いま、施行期日は市規則で定めるところのことの説明が、工事中であるということですが、大体工事はいづろ終るものか。ということは、これは、条例は議決されても条例の一部改正というものは御承知のように自治法の第十六条の解釈であるように、いかに付託されて法に基づいて議長は三日以内に市長に議決された条例を送付しても、施行日が決定しない限り条例の効力が発生しない。

たとえば、昨年は私も調べたんですが、その前はもう公布の日からでしたけれども、昨年は三月三十一日、条例二号をやつて、それで規則で施行が五月八日、そういうふうにして三月、四月、五月まで大体まる一か月ちうとですけれども、この間は条例の

議四十四 (指田) (原) (小野沢) (松山) 議三十九 議四十 議四十一 議四十二 議四十三

効力が無いとすれば、会館の公式使用もできない、また、これにたとえば予算が伴うとしたらば、予算の執行もできない、そういうことになっておりますので、大体いつごろまでか。

それとまた、施行が決まって、これの公布や万人が、こういうふうな会館ですから、一般の市民が利用する上にも、いつ公布されて、いつから使えるかという事は、この冬、例じゃわからぬわけですが、市規則で定めるところのことですから、まことに不便なことになる、というて、では市規則で定めるところに定めて、この公布をどのように周知をいたしますか。また、今回するかどうか。こういうものについてひとつお尋ねしておきます。

これは住民の利便のためにも、公布の日からいえば非常にいんですけれども、そういう工事の関係で、規則で定めるところの説明でしたから、それは了解するとしても、ただいまのことについてどの時期で、その施行期日の周知はどうか、ふうにするかというところをお尋ねいたします。

○建設部長(内田和雄君)

自席から答弁させていただきます。

本工事の工期は七月十日でございます。その後の竣工検査、消防検査、そ

れから西多摩庁建設事務所所の検査等があるわけですが、そのほかに外構工事が六月の初めから八月の十日ぐらいまでかかる予定でございます。消防の検査が現はらく八月の中旬ごろになってくるんじゃないか、消防の検査が終了すると最終的には今度西多摩庁建設事務所所の検査がございしますので、それが二十日ぐらいになるんじゃないかというふうに予定しております。それからすると、使えるのが一応消防の検査、西建の検査が終了すると使用できますので、それ以降の日が実際に使える日になってくると思いますので、よろしく願います。

○教育次長(八木房雄君)

市民へのPRでございますが、いままでは白梅会館とか、

それから松林会館につきましては広報でPRと、それから公民館で発行しております。館報でPRしてきたわけですが、今回も同じように二回PRして、いくと同時に、地元町会にも御連絡をして、広く市民の皆さんに御利用していただくように努めております。

以上、お答えいたします。

○十六番(貫井喜代次君) それでは、工期その他わかりました。それから周知の方法もわかりました。

やでお尋ねするんですけれども、工期が七月十日という事で、これは繰越明許でやっている仕事じゃなかと思うんですけれども、したがって、契約や工期の、七月十日というのは最終のあれで、契約や万人のはいつごろやったのか、繰越明許だらうもう年度が明ければすぐできることで、う契約してこの工事を始めて、工期の期間が何ヶ月だったのか、そういうことをお尋ねいたします。

○建設部長(内田和雄君) 本工事の工期でございますが、建築工事が二月五日から七月十日でございます。それから電気設備、それから給排水、温度保持等も全部同じ日でございます。二月五日から完成が七月十日でございます。それからあと外構の方でございますが、六月一日から着工で、完成が八月十日でございます。

(「はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第四十四号については、原案により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、原案により可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八、議案第四十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第四十五号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、天神児童遊園並びに藤の木児童遊園を新たに設置いたし

ましたので、条例の一部を改正したいものでございます。

まず天神児童遊園でございますが、これは土地の所有並びに天幡宮氏子の皆様方の御協力によりまして福生市大字福生一六八七番地一に、面積五百八十四平方メートルの児童遊園ができたものです。また、藤の木児童遊園に

は今度新しく中宮住宅を完成したわけですが、そこにできた遊園でございます。

条例の改正でございますが、これは別表中、武蔵野台児童遊園 福生市武蔵野台二丁目二番地五二、天神児童遊園 福生市大字福生一六八七番地一、藤の木児童遊園 福生市大字福生九二番地といったいたものでございます。

これらの名称につきましては、住民の方と御相談申し上げ、また、名称を莫々集めたしましてつけたいものでございます。

附則では、公布の日から施行したいというものでございます。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議をいただまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長(天沢性男君) 以上で提案理由の説明は終りました。

これより本会に対してする質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) この児童遊園条例について、どうも、ちよと不可解な問題があるように思われますので伺います。

施行規則にかかわることでございますけれども、この条例の第一条の目的は、御承知のように児童遊園の適正な利用を図り、児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進に期することを目的にすると。これがこの条例の第一条の目的でございます。こういうふうになっており、この条例が第一条から第十二条までの条例例であります。その第十二条は必要な事項は市規則で定めるといふ委任事項となっております。その委任事項であるものが条例の施行規則ができておるわけですが、この施行規則によつて見ますと、これは施行規則が一番大切なことで、どういうふうに使えるかということですから、この施行規則によりますと、公園内の許可申請とか、あるいは許可申請の後の事項変更申請、あるいは第三条でうたわれている許可書、あるいは第四条で立入検査証、こういうふうなものがつたわれておるわけです。

それで、取扱事務上大切であるということには、いま申し上げましたけれども、この許可

申請書とかいふものがありますけれども、いずれもこれは規則では別記様式
という事になっております。しかし、この別記様式というものが全然うたてない
のです。括弧書きで別記様式一、別記様式二、別記様式三、別記様式四、
というふうに、みんな別記様式にしているけれども、大切な別記が調べても全
然載っていないです。でありますので、様式の規定がないことはどのような申請
内容であつたり、許可内容であるのかもわかりません。のみならず、これは取り扱う
決着区分も知ることになりかねないならば、条例の施行ができな。条例はしつかり
していても施行規則がうしろをかきで条例の施行ができなくなるということにも
なるかと思うので、担当窓口や、この取り扱いはどこでやっているのか等について伺
いたい。

それからさらに、これをだんだん突き詰めて調査してみると、こうした関係について
福生市の組織規則、というものがござります。この組織規則は第一本から第
七本まで、これは例規集で延々十一ページに及んで細かく規定されておりますが、
その第六本事務分掌で各部、各課、各係にわたる事務分掌が細かく定め
られております。これによると、この児童遊園というものの関係はつてくると建設

部の都市計画係の分掌の三、で、都市公園、児童公園及び緑地の設置に
関することと明記されております。これは当然、これでよろしいと思うんですが、
また、同じ建設部の土木課の庶務係の分掌の三、では、公園（社会体育施
設を除く）及び児童遊園の占用道路の許可に關することと明記されてあり
ます。これまではいいんですが、例規集は御承知のとおり、第一類の総規
則から第十三類の雑則まで細かく分類して規定されております。

これによれば、児童遊園は、第八類の民生の部門の児童遊園条例とされて
いる。ところが、事務分掌では建設部の土木課の庶務係、占用等の許可を
扱うことになっている。条例に基づく規則が相反しているわけです。かみ合わない
と思いますけれども、どうでしょうか。これに対してどういうことであるか説明願
いたいと同時に、別記様式が全然規定されていないことに、これは何か関係も起
ころんじやなかつたかと、こういうふうにも思うわけですが、これは非常に整備がで
きてないということであるかどうかわかりませんが、民生の部門に入っていないが
ら民生じゃなく建設の方でこれを取り扱ふと。やうであつたならば、これは組織
規則の中を改正するか何かここに手を打たないと、このままではまことにどうも

施行上支障があるんじゃないだろうか、こういうふうに思うので、ひとつ、その点をお願いいたします。

○議長(末次性男君) 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十五分 休憩

午後四時十二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 質疑を続けます。

○総務部長(浅見裕康君) それでは、ただいまの御指摘につきまして、私どもの方から総括的に御答弁申し上げます。

まず児童遊園条例に関連しますと、施行規則の様式でございします。

これにつきましては、御指摘のとおり創規集を見ますと、様式の省略というところも記載してございしません、これだけ見ますれば御指摘のとおりでございします。

ただ、非常に言いわけがましい人でございすけれども、原議におきましては様式がついております。したがって、それに様式省略というような表示がしてない

ことについて、事務的にはミスがございまして、ここに申しわけなく、おわび申し上げます。次の追録の印刷の時期に追加をしようかというふうな、あるいは様式をここに装備いたします方法をとらせていただきたいと思います。

それから、もう一点、いわゆる条例の第一条の目的の記載の中で、確かにいまだ話が出ていないような規定に相なっております。これは、いわゆる都市公園といまして、児童公園、この条例と照合しますとほぼ同一の内容になっております。したがって、これを利用して当初条例がつくられたというふうな経過だと思っております。結果におきまして、御案内と存じますけれども、この本児童遊園と申しますのは

児童福祉法の規定に基づきまして、その第四十条に、実は児童厚生施設として児童遊園の設置規定があるわけでございます。したがって、こゝにこのことを条例の目的に記載するということになりますれば、ただいま御指摘いただきましたような点についてある程度御理解を賜れるのではないかと申し上げます。

あと、担当は建設部の都市計画課ないし土木課にあるというところは、事務分掌の規定からものではございまして、それらの実質的ないわゆる所管の部と、なしては課、それとある分類にございまして第八類の民生に入っている関係だとか、いろいろその辺、各部ないし課に関連をいたしますので、早速私どもの方で関係部課と協議をいたしまして、しかるべき措置がとれましたら、できるだけ早い時期に条例改正を必要とすれば条例改正を提案するなり、あるいは例規集下の分類の中、いゆる変更をするとすればその措置をとるとか、今後、できるだけ早く研究をいたしまして結論を出していきたいというふうに考えております。

以上、ただいま御指摘いただきましての諸点につきまして御答弁を申し上げます。そういうふうないろいろな措置につきまして御答弁をいたしたわけでございます。

よろしくどぐめ、お願いいたします。

(「了解」といふ言葉あり)

○十二番(松山 清君) ちょうとお尋ねいたします。

先ほどの説明で児童遊園、これはどの程度の面積があるのか説明がなかったのが、お聞きしたいと思います。これは市営住宅の敷地内に存続するものなのか、どうか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) 御答弁申し上げます。

面積を落として申し上げてあります。面積は四百十七平方メートルでございます。それで、場所は住宅の敷地の中でございます。

○十二番(松山 清君) 四百十七平方メートルで住宅の敷地の中、といひますと、もうしますと、ある意味で、こゝで児童遊園条例の中に、こゝに具体的に別表の中に規定しますと、あるいは、いわゆる市営住宅の敷地内という、市営住宅とは関連なく、ただ児童遊園という形になるんじゃないかと思うんです。その辺の見解は一体どうなのか。これはあくまでも市営住宅の中だから、こゝに、もうじゃないと、こゝで規定すればどうか自由にお使いになつても構わないと、いわゆる一般の児童

遊園と何ら変わりのないというふうに解釈してよろしいわけですか。

○建設部長(内田和雄君) 御指摘のとおりです。

○十二番(松山 清君)

そうしますと、ここにちよつと疑問が起つたんですが、

そうすると、市営住宅の家賃を決めるときに、あつた敷地全体を、一つは家賃を決める上で、何といいますか、計数として入れたらよいね。一応に営住宅法の家

賃の算定というのはいふふ土地そのものを評価し、一定のあとから可%だとか年利、回りというふうな形で利息がつくと、そうしますと、その計算のときにはこの土地も含め

て、いたんじやないかと思うんですが、もし今言つていたとすれば、さういふふうな児童遊園として分離すればそこに影響はないのかどうか。計算その池をやるとき、四百十

七平方メートルというとき、あつたはいいけれども、かなりの土地になるわけですよ。その分は、私は分離の家賃算定の土地というものは入らないうんじやないか、さう考へるべきで

ないか、といふのはどうなんですか。

○総務部長(浅見裕康君)

確かに家賃算定の敷地面積は、いわゆる建築

基準法に基づきまして、確認申請の付家数に基づいて、一応全体の開発区域域に入つてゐるわけですが、ただ、いわゆる家賃算定の約四百四十平方メートル

ありますので、これが幾らの金額に算定されるかという問題がございますけれども、

現実的には端数も切り下げておりますので、さういふ一つの家賃算定の

結論をいたした経過

さういふ端数の切り下げ等いたしまして、現実的に

は家賃を算定したというふうなことをございまして、確かに御指摘いただいたように

シビアに家賃算定を金額をぴちと幾らにするかということになりますと問

題があるかと思ひますけれども、さういふ中で一応居住者は共用すべきという点

があるわけがございます。

さういふ一つの兼ね合ひの中で措置をするというふうな

経過がございます。

これについては住宅局等とも一応協議いたしまして、その

点の、何といいますか、運用的な一つの解釈が確かに御指摘のとおり起さるよう

にございすけれども、

さういふことで一応周辺の市民のちも一掃に使へるよう

なという意味で、実は共用面の条々例に入れたというところでございす。

○議長(末次性男君)

三回目ですから、もう一回だけ。

○十二番(松山 清君)

どうも、私はここを関連でお聞きするのも何ですが、

それではもう一つ。その四百七平方メートル、これは本来的にいへば除かなければいけないと思ふんです。条例で規定して一般の児童遊園にしてしまふんですから、

もう少しちゃんと計算式には出ているのです。私はそれを出していただきたいと思っています。確かに共用できる範囲かどうか、かなり微妙なところだと思います。四百七十七平方メートルというところ、もうかなりの土地の値段になると思います。全敷地の何%ですか。そのことが計算できなければ、私はお出しただきだと思ふんです。ただし、いま決めてある家賃はこういうものを除いた家賃が、厳密にその中に入っているかどうか。入らないとすれば、これはまずいわけで、入っていればいいのかもしれませんけれども、その辺について計算している人から出していただきたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君)

現在手元にございまして、ちよと時間をちよ

○議長(末次性男君)

暫時休憩いたします。

午後四時二十分 休憩

午後四時四十三分 開議

○議長(末次性男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君)

大切な時間を消費しまして、申しわけありません。

それではお話を申し上げます。

五千七百五十七・〇二平方メートルが全敷地でござります。それで、公園敷地が四百七十七平方メートルですので、差し引きまして残りが五千三百四十・〇二平方メートルでござります。それで、この敷地の平方メートル単価が、家賃積算上の関係でござりますけれども、二万九百九十二円に相なっております。したがって、この総額を差し引いた五千三百四十・〇二平方メートルを掛けますと一億一千二百九万七千六百九十九円です。これをもとに、ちよと御説明申し上げますように、地代相当額、これを計算いたしますと四万九千四百五円という総額が出ます。これを七十二で割りまして、その他の償却、修繕、事務管理、これは損害保険料とかもろもろのものを差し引きまして家賃算定の基準額が三万二千五百五十円になるわけでございます。従来は三万二千七百五十八円でございまして、それだけ減額に相なっております。それで決定いたしました家賃がそれ以下の三万二千円に相なるわけでござります。したがって、ちよいもろもろのものを勘案いたしますと、ちよい措置をしたということでございます。